

# ベイルアウトとベイルイン

伊豆 久

はじめに

今年六月、預金保険法が改正され、金融危機発生時には、銀行だけでなく、証券会社、保険会社等に対しても、公的資金の投入等の措置がとれることとなった。リーマン・ショックでは証券会社（リーマンブラザーズ）や保険会社（AIG）など非預金金融機関の破綻が大きな混乱を招いたことから、この間、欧米諸国やG20等において対応策の整備が進められてきており、今回の法改正はそうした世界的な流れを受けたものである。

しかし同時に、欧米と日本で、議論の方向に大きな違いがあることにも注意が必要だろう。すなわち、破綻処理における損失負担のあり方について、欧米では、公的資金への依存の回避が重要な論点となっているのに対して、日本では公的資金の投入を前提としてそれを証券会社等にも広げる改正が行われた。公的資金に対する考え方が正反対なのである。

米国では、リーマン・ショック時の公的資金の投入が世論から厳しい批判を浴び、「金融危機を二度と起こさない、破綻処理で二度と納税者に負担をかけない」ことが前提となっている。また欧州では、周辺各国が危機に陥った銀行に財政資金を投入した結果、銀行危機と政府債務危機のスパイラル的状况が生じたという経緯がある。そのため、欧米では金融危機への公的資金の投入を避ける方法が模索されているのである。ところが日本では、一九九〇年代後半の金融危機を経て、二〇〇一年施行の改正預金保険法の時点ですでに銀行への公的資金の投入

が恒久化されており、今回の改正はそれを証券会社等に拡張する形となった。

こうした欧米との違いは何を意味しているのだろうか。以下、この間の議論を簡単に整理してみよう。

## 1 預金保険法の改正

今年四月に国会提出された「金融商品取引法の一部を改正する法律案」が、六月一二日に成立、同一九日に公布された。同改正法は、広範囲の内容を含んでおり、①公募増資インサイダー事件を受けたインサイダー取引規制改正、②A-I-I事件を受けた資産運用規制改正、③地域経済活性化のための銀行の出資制限（五％ルール）の緩和、④Jリート、投資信託に関する規制緩和、に並んで、⑤（銀行以外を含む）金融機関の破綻処理制度を整備するための預金保険法改正（来年三月までに施行予定）が実現した。

### （1）現行預金保険制度

日本では戦後長らく、「銀行は倒産させない」という行政方針が堅持され、経営の悪化した銀行は、親密銀行等によって救済合併されてきた。バブル崩壊後、銀行業界に救済合併の余裕がなくなり、破綻銀行は清算処理されることになったが、それでも、当該銀行の債権債務は受皿銀行等に譲渡され、預金保険からの資金援助も得て、預金だけでなく一般債務を含む全債務が全額保護され続けてきたのである。

預金が「全額保護」から「定額保護」に転換した（いわゆるペイオフ解禁）のは、二〇〇二年四月のことである。その後、普通預金等の扱いに関する修正を経て、現在の預金保険制度（二〇〇五年四月より）では、預金保険によって保護されるのは、①決済性預金（当座預金等の、無利息・要求払い・決済機能を備えた預金）につい

ては全額、②一般預金（普通預金、定期預金等）は元本一〇〇万円までとその利息までとなっている。<sup>(1)</sup>そして、二〇一〇年九月の日本振興銀行の破綻において、初めて「定額保護」処理（いわゆるペイオフ）が実施された（二〇〇〇万円を超える預金への弁済率は三九%であった）。これが、銀行の債務が全額保護されなかった現在までの唯一のケースとなっている（なお、振興銀行は預金以外の資金調達を行っていない<sup>(2)</sup>）。

ただし、預金保険法では、こうした一般的な破綻処理とは別に、金融危機が発生した場合の例外的な対応措置が定められている（同法第七章「金融危機への対応」第一〇二条～第一二六条）。すなわち、日本全体または特定の地域において「重大な支障が生じるおそれ」があると、「金融危機対応会議」を経て総理大臣が認定した場合には、預金その他の銀行の債務が全額保護されるのである。措置は状況に応じて三種類に区分されている（第一〇二条<sup>(3)</sup>）。

第一号措置は、銀行の自己資本比率が低下している場合で、銀行はそのまま存続させ、預金保険機構が優先株等の引受け（資本注入）を行う。二〇〇三年五月のりそな銀行への一兆九千億円の投入がこれにあたる。

第二号措置は、銀行が、債務超過または預金の払戻し停止の（恐れがある）場合で、銀行は受皿銀行に事業を譲渡した後に清算される一方、預金その他の債務については必要な資金が預金保険機構から無制限に援助されて全額保護される。この第二号措置は現在まで発動例はない。

第三号措置は、債務超過かつ預金払戻し停止の（恐れがある）場合で、銀行の全株式は預金保険機構により無償取得される（特別危機管理。いわゆる国有化）とともに、預保機構からの資金援助により銀行の債務はやはり全額保護される。二〇〇三年一月の足利銀行のケースがこれにあたる（同行の株式は、国有化のうち、二〇〇八年七月野村グループによって設立された足利ホールディングスに一二〇〇億円で譲渡された<sup>(4)</sup>）。

## (2) 今回の預金保険法改正

今回の預金保険法改正では、前記の「金融危機対応」とは別に、新たに「金融機関等の秩序ある処理」が設けられた（同法第七章の二「金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置」第一二六条の二、第一二六条の三九）。その主な内容は、処理の対象を、銀行の他、証券会社、保険会社、それらの持株会社および兄弟会社等とした点である。それ以外のところでは、現行の「金融危機対応」と共通する点が多い。

まず措置の発動要件は、「金融危機対応会議」を経た総理大臣による認定で現行制度と同じである。措置の具体的内容も、①金融機関が債務超過ではない場合には、金融機関をそのまま存続させて、預金保険機構が貸付や株式の引受けによって資金を供給し、市場を混乱させないように取引を円滑に履行・解消させる（第一二六条の二「特定第一号措置」。現行の「金融危機対応」の第一号措置に相当する）。②債務超過等の場合には、預金保険機構が業務と財産管理についての命令権を取得するとともに資金援助を行い、市場に混乱を与えかねない取引については受皿金融機関に事業譲渡し履行・解消。その他の一般業務については、顧客からの預かり資産については既存の保護制度（預金保険、投資者保護基金、保険契約者保護基金）によって対応し、会社を清算する、というものである（「特定第二号措置」。「金融危機対応」の第二号措置に対応する。なお、第三号措置（国有化）に相当する措置は設けられていない）。

必要な資金については、当座は、預金保険機構が政府保証付きで市場から調達するが、負担が発生した場合に、事後的に金融業界から徴収し、それが不可能な場合には政府が補助することになっており、これも現行の金融危機対応措置と同じである（他に、ペイルイン条項のついた債務については、それを発動することになったが、

これについては後述する)。

こうした新たな措置によって、セーフティネットが証券会社等へも拡張されたのであり、金融システム上重要な金融機関が自己資本比率低下、さらには経営破綻しても、市場に混乱を与えることなく秩序立った処理が可能となったと言えよう。

しかしながら冒頭で述べたように、日本の制度は公的資金への依存度が非常に高く、欧米と対照的なものとなっている。では、海外での議論はどうか見てみよう。

## 2 FSB (金融安定理事会) の「主な特性」

二〇一〇年一〇月、世界の金融システム上重要な金融機関の破綻処理の国際的な共通化を目指したFSB (金融安定理事会)<sup>(5)</sup> の勧告——「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主な特性」(以下、「主な特性」と略)——が発表され、翌月のG20カンヌ・サミットにおいて承認された。

「主な特性」は、初めに、破綻処理が満たすべき要件として、①金融システムの混乱回避、②納税者負担の回避、③株主や無担保債権者の損失負担を通じた経済的機能の確保、の三つの柱を掲げている。

①の「金融システムの混乱回避」は当然のことである。「金融システム上重要な金融機関」は、決済システムの担い手であり、資金仲介の中心を占め、他の金融機関と複雑かつ膨大な取引を行っているため、その破綻処理は、システミックリスクを顕在化させることなく行われなければならない。そのため、一般の事業会社の破綻のように通常の倒産法制による処理に委ねることができないのである。また、各国では一定金額までの預金保険や投資家保護基金等の顧客資産保護制度が整備されているが、それでは、大口顧客の資金流出やデリバティブその

他の業者間取引の即時履行等、金融システムにより大きな影響を及ぼす事態に対応できない。そこで、「金融システムの混乱回避」のための、一般の倒産法とは異なる、新たな危機対応策が必要となるのである。

「主な特性」の特徴は、②の「納税者負担の回避」と、③の「株主や無担保債権者の損失負担を通じた経済的機能の確保」にある。

①の金融システムの機能を維持するために、短期的に最も効果的な方法は公的資金を注入することである。日本では一九九〇年代の銀行の破綻処理において、預金保険の資金が枯渇すると一一兆円の財政資金を投入した。さらに国有化した長銀、日債銀に対してそれぞれ三兆円余りが、また貸し渋り対策として九八年三月には二行に約二兆円、九九年三月には一五行に約八兆円が注入され、そして〇三年にはりそな銀行に約二兆円の公的資金が投入されている。したがって、上記②の「納税者負担の回避」は、こうした日本の方法の否定を意味するのである。では、必要な資金はどうするか。それが、③の「株主や無担保債権者の損失負担」である。

まず、株主について見てみよう。公的資金の注入において株主の損失負担は、当然のことと思われるかもしれない。しかし、日本では必ずしもそうではない。確かに、一九九〇年代の破綻処理では、救済合併を除く多くは、受皿銀行に事業譲渡した後、清算されており、株主はその責任を負っている。国有化された長銀、日債銀、足利銀行も、株式は無償で国（正確には、預金保険機構の子会社である整理回収銀行）によって取得されており、同様である。しかしながら、九八年三月および九九年三月の公的資本注入、〇三年のりそな銀行への注入では、既存株主の負担は（資本注入による希薄化、経営権への一定の制約を除いて）生じていない。

そして、こうした破綻処理を伴わない、債務超過に陥っていない金融機関への資本注入制度は、今回導入された「秩序ある破綻処理制度」においても、先に紹介した「特定第一号措置」として引き継がれているのである。

これは、日本では、金融危機を未然に防ぐ、優れた予防的措置とみなされているようであるが、FSBの「主な特性」や（後述の欧米の考え方）と大きく異なっている。

「主な特性」の柱の③は、株主だけでなく、「無担保債権者」にも損失を負担させるべきだと述べている。破綻した会社の債権者が、裁判所の決定等にもとづいて、元本を下回る額の弁済しか受けられないのは、倒産法上の通常の手続きである。しかしながら、「主な特性」が述べているのは、倒産法による裁判所の手続きに入る以前の、行政当局が認定・実施する金融機関の破綻処理の段階において、先に述べた株主に加えて無担保債権者にも損失を負担させるべきだということである。

従来、金融機関の破綻処理においては、公的資金など、外部資金を注入することによって、当該金融機関の経済機能（預金その他の債務、取引先企業向け債権等）を維持することが多かった。それをベイルアウトと呼ぶ。ところが「主な特性」は、前述のようにこれを否定している。それに代わって、株主や無担保債権者など、当該金融機関内部にその負担を求めるべきだとしているのである。すなわち、株主や無担保債権者による損失負担によって、預金保険対象の預金、担保付債権等を保護する方法で、これをベイルインと呼ぶ。

ベイルアウトではなくベイルインをという立場は、欧米の立法においても強調されている点である。それを見てみよう。

### 3 米国ドッド・フランク法における破綻処理

リーマン・ショックを受けて二〇一〇年七月に成立したドッド・フランク法は、一六篇からなる膨大なものである。その内容は多岐にわたるが、その目的は、法の冒頭に掲げられた以下の五つである。

①金融システムにおける説明責任および透明性の向上による合衆国の金融の安定促進

②「大き過ぎてつぶせない (too big to fail)」からの脱却

③ベイルアウトからの脱却によるアメリカの納税者の保護

④金融サービスにおける非道な (abusive) 行為からの消費者の保護

⑤その他

ここで注目したいのは、Too Big Too Fail政策からの脱却が明記されていることである。経営危機に直面したりリーマン・ブラザーズは、結局、合併先が見つからず公的な支援も受けられず、倒産法二一条の適用を申請して法的に破綻したわけであり、リーマンの破綻自身がTBTIF政策の終焉を意味する。それが世界全体に大混乱を巻き起こしたわけであるから、TBTIFに復帰するという選択肢も十分に考えられるはずであるが、米国は、それを明確に拒否したわけである。

その背景にあるのは、リーマン・ショック後のAIGやその他の金融機関に対する公的資金の投入に対する世論の厳しい批判である。公的資金を用いた救済(すなわちベイルアウト)は行わず、大きな金融機関も破綻処理する、それが、ドッド・フランク法の重要なポイントの一つとなっているのである。

とは言え、金融市場の混乱を防ぐためには破綻金融機関の債務の一定部分については保護せざるをえない。しかし、そこに公的な資金は投入しないとすると、その資金はどうするかという問題が生じる。

この点について、ドッド・フランク法の破綻処理について定めた第Ⅱ編「秩序ある清算権限 (Orderly Liquidation Authority)」では、FDIC (連邦預金保険公社…日本の預金保険機構に相当する) が管財人となることが定められている。そして、その権限のなかに、法律の定めがある場合を除き、株主と債権者のすべての権

利を終了させること、株主と無担保債権者に損失を負担させることが含まれているのである。(sec. 210, (a) Power and Authorities, (1) General Power, (M) Shareholders and Creditors of Covered Financial Company)

具体的には、一時的な資金繰りについてはFDICが債券を発行して資金を調達し(これは財務省も購入可能)、その返済は、破綻金融機関の資産の回収によって行われるが、その際、当該金融機関の株主、無担保債権者の権利は保護されない、というわけである。それでも資金が足りない場合には、事後的に総資産五〇〇億ドル以上の金融機関に負担金が求められることになっている。ペイルインと業界の負担による処理が行われ、公的な資金が投入される余地はないのである。

また、当然、日本の現行の「第一号措置」、新設の「特定第一号措置」のような、公的な資金(原資は預保機構が政府保証付きで市場から調達)による予防的な資本・流動性供給という制度は設けられていない。

#### 4 EU指令案における破綻処理

EUでは、二〇一二年六月に、EU委員会が破綻処理に関する指令案を公表、今年六月の理事会(EU首脳会議)において合意に達した。<sup>6)</sup>

ここにおいても、公的資金注入の排除とペイルインの導入が主張されている。破綻処理のコスト負担においては、ペイルインを原則とし、例外的にペイルインから除外される債務として、①預金保険対象の預金、②担保付債権、③信託資産、④満期一ヶ月未満の債務、⑤貸金・年金支払いのための債務、⑥租税債務、等が列挙されている。預金であれ、預金保険対象(現行では一〇万ユーロ)外のもの、保護されないのである。

実は、ペイルインについては、日本においても、今回の法改正によって、従来の「金融危機対応」および新たに導入された「秩序ある処理」の両方で、ペイルイン条項の付された債務については発動することになっている。ペイルイン条項付き債務（コンティンジェント・キャピタル、ココ・ボンド）とは、当該債務を発行する金融機関が、一定の自己資本比率を下回った場合、あるいは当局によって実質破綻と認定された場合等に、株式に転換される、あるいは元本の一部（または全部）を失うとの特約の付された債務である（リスクが高い分、当然、金利は高くなる）。したがって、日本でも、今後、公的資本の注入等が実施される場合には、当該金融機関のペイルイン条項付き債務を保有する債権者は損失を負担することになる。

では、欧米と日本では何が違うのか。

日本の制度は、へ原則として公的資金による全債務保護、例外としてペイルイン条項付き債務のみペイルインであるのに対して、欧米ではへ原則としてペイルイン、例外として保険付き預金・担保付き債務等の保護となっているのである。「金融システム上重要な金融機関」に破綻懸念が生じた場合、日本では、事前にペイルイン条項が付されていない限りすべての債務が保護されるのに対して、欧米では、預金保険対象あるいは有担保等ペイルインの対象外であることが法律に明記されていない債務はすべて毀損を免れないのである。しかも、日本でペイルイン条項付き債務が発行されたのは、野村ホールディングスが二〇一一年二月発行した個人向け社債一件のみなのである（今年六月時点）。したがって、日本の大手金融機関の債務が不履行となることは、事実上（上記社債一件を除いて）ありえないと言ってもよいであろう。当該金融機関の倒産が、「信用秩序の維持に重大な支障」あるいは「金融市場その他の金融システムの著しい混乱」をもたらすと思われる場合には、前者は預金保険法第一〇二条（金融危機対応）の第一、第二、第三号措置によって、後者は新設の同法第一二六条の二（秩

序ある処理)の特定第一号、特定第二号措置によって、その債務の全額が保護されるからである。それはどのようにに評価すべきであろうか。

## 5 日本における公的資金投入制度の推移

一九九〇年代のバブル崩壊による金融機関の相次ぐ破綻に対して、日本では様々な形の公的資金投入が行われた。例えば、①一九九四年一二月に破綻した東京の二信組の受皿銀行には日銀が二〇〇億円を出資し、②一九九六年六月のいわゆる「住専国会」では住専処理のための六八五〇億円の財政資金の投入が決定されている。しかしながら、この過程で銀行経営者や行政当局に対して世論から厳しい批判が浴びせられ、公的資金の投入(とりわけ直接、財政資金を用いる形態)は政治的に困難となった。

ところが、九七年一月の山一証券、北海道拓殖銀行の破綻を契機に世論は一変、「公的資金の投入もやむをえない」、むしろ「積極的に投入すべき」だとの主張が力を得て、③九八年三月には、貸し渋り対策を名分に、健全とされた二二行に一兆八千億円、九九年三月には一五行に七兆五千億円が投入され、④九八年末に国有化(特別公的管理)した長銀に三兆二千億円、日債銀に三兆一千億円が投じられ、⑤破綻金融機関の預金の全額保護のため十兆七千億円の財政資金が(交付国債の形で)支出されている。

しかし、これらはいずれも、金融機能安定化法、早期健全化法、金融再生法、預金保険法附則など、二〇〇一年三月末を期限とする時限立法であった。金融危機という異例の事態に対する一時的な措置とされたのである。

ところが、二〇〇一年施行の預金保険法改正により、こうした措置はすべて恒久化された。安定化法と健全化法による予防的な公的資金注入は前述の金融危機対応の第一号措置に、預金保険法附則による預金の全額保護は

第二号措置に、再生法による国有化は第三号措置に、再構成されたのである。そして、今年の預金保険法改正により、新たに、証券会社や保険会社等も同様の公的資金注入の対象となったのである。

このように日本の破綻処理の推移を振り返ると、当初批判の強かった公的資金の投入は、九七年からの大手金融機関の相次ぐ破綻を契機に世論の受け入れるところとなり、それでも時限的な異例の措置としてのみ実施されていたものが、二〇〇一年からは恒久的措置となり、さらに今年、そこに非預金金融機関も対象とされることになったのである。

これは、欧米とはまるで逆の動きだと言ってよいであろう。

その背景にあるのは、第一に、公的資金を用いることに対する世論の違いであろう。欧米では、金融危機を経て、納税者の負担で金融業界が救済されるとの批判が高まり、それが新たな制度を後押ししているのである。この点、日本では、公的資金を用いても守るべき金融システムの重要性に対する世論の理解が欧米以上に進んでいるということかもしれない。あるいは、住専処理の混乱と九七年の金融危機を経て、金融機関への公的支援について、ある種の思考停止に陥っている面もあるのかもしれない。

第二に、モラルハザードをどう見るかであろう。予防的な資本注入を含めて公的な支援を厚くすれば、金融危機を防ぐことは可能である。しかしそれが同時に、債務の全額保護を意味する場合には、日本の大手金融機関は低コストで資金調達可能となり、それがもたらすモラルハザードは、長期的にみればむしろ金融システム内のリスクを高めることにつながりはしないだろうか。リーマン・ショックの背景の一つは、本来、仲介機関たるべき金融機関が自らバランスシートを拡大させて投機に走ったことであった。その後合意されたバーゼルⅢにおける資本算入の要件として、バیلイン条項をもつ債務が重視されているのも、納税者負担を回避するとともに、そ

うしたモラルハザードを防ぐためであった。しかし、そうした考え方は、日本では十分には受け入れられていないのかもしれない。

注

- (1) 日本の預金保険制度・破綻処理制度の推移については、高橋正彦「預金保険制度の歴史と基本的課題」『預金保険研究』第一四号、二〇一二年の他、拙稿「金融危機と日本銀行」本誌二〇一三年六月号注1掲載の文献を参照。
- (2) 日本振興銀行の破綻処理については、遠藤伸子他「日本振興銀行の破綻処理―預金者保護を中心として―」『預金保険研究』第一五号、二〇一三年参照。
- (3) 第一〇二条の「金融危機対応措置」の内容については、佐々木宗啓編『逐条解説 預金保険法の運用』金融財政事情研究会、二〇〇三年、四一〇～四一九頁参照。
- (4) なお、預金保険機構から足利銀行には累計で、二五六六億円の金銭贈与、九九九億円（簿価五九二億円）の資産買取りの資金援助がなされたが、これらはペイオフコストを越えなかったため、預保機構の一般勘定（金融機関からの保険料）で賄われた。『平成二〇年度預金保険機構年報』三四～三五頁。
- (5) FSB (Financial Stability Board:金融安定理事會) は、リーマン・ショック後の二〇〇九年、G20によって設立された機関で、各国の金融監督の国際的調整等を目的としている。加盟各国の金融当局（日本からは金融庁と日本銀行）と国際金融機関（IMF、世界銀行、BIS）が参加している。前身は、G7のFSF (Financial Stability Forum:金融安定化フォーラム)。
- (6) ユーロ危機が深化する過程で、EU金融統合に「銀行同盟」を加えることが提案された。「銀行同盟」は、①銀行監督、

②預金保険、③破綻処理、の三要素の統合を意味する。統合は、「共通化」と「一元化」の二方法（あるいは二段階）で進められている。①の銀行監督については、来年後半よりECB（欧州中央銀行）が一元的にEU域内の銀行を監督することがすでに決定されている。②の預金保険については、保険対象を一〇万ユーロまでとするなど各国制度の一定の「共通化」は見られるものの、財政負担の問題が直接に絡むため「一元化」への議論は進んでいない。③の破綻処理については、昨年六月のEU委員会の指令案の内容をベースに、各国が国内法を改正する「共通化」が進行中であるが、同時に、「一元化」も進められている（本文で紹介しているのは前者の「共通化」案である。後者についても今年七月にEU委員会が原案を発表した）。

(7) ただし、ユーロ圏ではその一方で、各国の出資によって成立したESM（European Stability Mechanism：欧州安定メカニズム）が、経営危機に陥った銀行に資金を注入する枠組みができており（従来は、各国政府を経由して銀行に資本供給する形をとっていたが、それでは政府債務が増加し債務危機を悪化させかねないとの反省から、ESMが銀行に直接注入方式に変更することが合意されている）、この点、破綻処理制度案の公的資金排除と整合的でない。

## 参考文献

### 1 改正預金保険法の解説

- ①金融庁「国会提出法案（第一八三回国会）」(<http://www.fsa.go.jp/common/diet/>)
- ②小立 敬「わが国の金融機関の秩序ある処理の枠組み―改正預金保険法で手当てされた新たなスキーム―」『野村資本市場クォーターリー』二〇一三年夏号。
- ③鈴木利光「証券・保険にも公的資金注入が可能に―大和総研レポート、二〇一三年五月二〇日。

## 2 預金保険法改正に至る行政・国会での議論

- ④金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書『金融システム安定化等に資する銀行規制等の見直しについて』二〇一三年一月二五号。
- ⑤金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」議事録・事務局資料 第一回（二〇一三年五月二九日）、四回（八月二八日）、五回（九月一日）、六回（九月二八日）、一〇回（十一月二日）、一一回（十二月五日）、一二回（二月二三日）、一三回（二〇一三年一月二五日）、一四回（一月二五日）。
- ⑥第一八三回国会衆議院財務金融委員会議事録 第九号（二〇一三年五月二日）、一〇号（五月二日）、一一号（五月二四日）。

## 3 海外での議論

- ⑦参議院財政金融委員会議事録 第九号（二〇一三年六月四日）、一〇号（六月六日）、一一号（六月一日）。
- ⑧佐賀卓雄「破綻処理スキームの国際的枠組みの構築」『証券経済研究』第八三号、二〇一三年。
- ⑨漆畑春彦「再生・破綻処理計画（RRP）」の問題点と課題』『証券経済研究』第八三号、二〇一三年。
- ⑩FSB (Financial Stability Board), *Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions*, October 2011.
- ⑪小立 敬「金融機関の破綻処理の枠組みを変える『主要な特性』」『金融財政事情』二〇一二年一月二二日号。
- ⑫小立 敬「ベイライインの導入に向けた検討―破綻時に債権の損失吸収を図る新たな措置―」『野村資本市場クォーターリー』二〇一二年秋号。
- ⑬佐賀卓雄「ドッド・フランク（DF）法における破綻処理スキームについて」『証券経済研究』第七九号、二〇一二年。
- ⑭澤井 豊・米井道代「ドッド・フランク法による新たな破綻処理制度」『預金保険研究』第一五号、二〇一三年。

⑮小立 敬「欧州委員会による銀行破綻処理の枠組みの提案」『野村資本市場クォーターリー』二〇一二年夏号。

⑯鈴木敬之「EUにおける銀行同盟の議論」『預金保険研究』第一五号、二〇一三年。

⑰奥山大輔「EUにおける破綻処理制度に向けた取組」『月刊資本市場』二〇一三年三月号。

(い) ず ひさし・客員研究員)